

大師堂莊嚴具奉納申込書



ふりがな			電話	
氏名				
住所	〒 _____			
奉納金	10万円 × _____ □		合計	円
	5万円 × _____ □			
寄進莊嚴具	奉納する莊嚴具を○で囲んでください。(複数選択可能) だいしぞう そしごほうぜんとちよう じょうか だいとうろう 1 大師像 2 祖師ご宝前斗帳 3 常花 4 台灯籠 まえづくえ だいだん 5 前机 6 大壇一式 7 大壇仏具 8 大師堂屋根 9 御襖絵			

大師堂莊嚴具奉納申込書

奉納料は1口5万円・10万円からとなります。奉納申込書に必要事項をご記入の上、ファックス又は郵送ください。奉納料は、チラシ付随の振込用紙をご利用ください。ご寄進頂きました方には、芳名板に氏名を明記させていただき、大師堂に掲示させていただきます。

※口数に併せ以下の、記念品を授与させていただきます。

- ① 1口以上：御守授与 ② 10万以上：大聖院座主 揮毫 短冊
- ③ 20万以上：大聖院座主 揮毫 色紙
- ④ 50万以上：大聖院座主 揮毫 半切

お問い合わせ

宮島大聖院 寺務所 〒739-0592 広島県廿日市市宮島町210
 TEL:0829-44-0111 FAX:0829-44-0428 E-mail:misen806@daisho-in.com

宮島弥山大聖院 大師堂莊嚴具新調並びに修復のご案内

弘法大師空海1250生誕記念事業

1200有余年の歴史を持ち、宮島最古の寺院でもある、真言宗御室派の大本山です。

来る令和5年6月には、弘法大師ご生誕1250年を迎えます。このたび令和5年に1250年を迎えるお大師様のご誕生を見据え、破損が著しい大師堂の莊嚴具の新調、また修復を発願いたしました。

一人でも多くの方からご賛同賜り、宗祖弘法大師とのご法縁を結んでいただきたく、ここに莊嚴具寄進のご案内を申し上げる次第であります。

趣旨ご理解の上ご協力賜りますようお願い申し上げます。

02	広島	払込取扱票	通常払込料金 加入者負担
口座番号 (右詰めでご記入ください)		金額	千 百 十 万 千 百 十 円
0 1 3 1 0 3		6 2 0	円
加入者名	大 聖 院		料 金
申 込 欄	* 『大師像』修復ならびに 『密壇・密具』奉納		奉納料
住所	〒 _____		円也
氏名	電話		
払込人住所氏名	受付局日附印		
(郵便番号)	(電話番号)		

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号 第 号)
 これより下部には何も記入しないでください。

払込票兼受領証

口座番号	0 1 3 1 0 3	金額	6 2 0
加入者名	大 聖 院		
払込人住所氏名			
料 金	円		
特 殊 取 扱			

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。
 取り取らないで郵便局にお出しください。



そしごほうぜんとちょう
2 祖師ご宝前斗帳 1 枚 (新調)
 弘法大師ご尊像前の斗帳です。
 奉納料：20 万円
 (5 万円 × 4 口)



だいしぞう
1 大師像 (修復)
 奉納料：500 万円
 (10 万円 × 50 口)

じょうか
3 常花 一対 (修復)
 蓮の花をかたどった造花で
 「永遠に咲き続ける花」
 を意味します。
 奉納料：20 万円
 (5 万円 × 4 口)

まえづくえ
5 前机 (修復)
 弘法大師への香、華、灯明
 といった供具を裾え置く机です。
 奉納料：100 万円
 (5 万円 × 20 口)



だいたうろう
4 台灯籠 一対 (修復)
 仏に対する献灯のための灯籠で、
 弘法大師ご宝前に裾え置かれます。
 奉納料：50 万円
 (5 万円 × 10 口)

だいたん
6 大壇一式 (修復)
 お堂の中心に裾え置かれ、
 導師が修法に用いる壇です。
 奉納料：300 万円
 (10 万円 × 30 口)



だいたんぶつぐ
7 大壇仏具一式 (新調)
 供養 (香、華、灯明、飲食等)
 を捧げるための仏具です。
 奉納料：200 万円
 (5 万円 × 40 口)



8 大師堂屋根 (修復)
 奉納料：300 万円
 (5 万円 × 60 口)

9 御襖絵 (修復)
 大聖院第 75 世座主恵光
 僧正が描かれた襖絵
 奉納料：200 万円
 (5 万円 × 40 口)



(ご注意)
 ・この用紙は、機械で処理します
 ので、金額を記入する際は、枠内
 にはっきりと記入してください。
 また、本票を汚したり、折り曲げ
 たりしないでください。
 ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は
 郵便局の払込機能付きATMでも
 ご利用いただけます。
 ・この払込書を、ゆうちょ銀行又
 は郵便局の渉外員にお預けになる
 ときは、引換えに預り証を必ずお
 受け取りください。
 ・ご依頼人様からご提出いただき
 ました払込書に記載されたおと
 ころ、おなまえ等は、加入者様に通
 知されます。
 ・この受領証は、払込みの証拠と
 なるものですから大切に保管して
 ください。

